

感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、児童生徒が学校感染症になった場合、本人の休養と他人への蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっております。医療機関でお子さんが感染症と診断された場合は、下記の出席停止期間を参考にご家庭で休養させてください。

なお、医師から登校許可がございましたら、下記の「登校許可書」を記入の上、学級担任または養護教諭までご提出ください。

※医師の診断書ではありません。保護者の方が記入してください。

病名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ※裏面をご確認ください
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	
伝染性紅斑(りんご病)	
感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)	
手足口病	
マイコプラズマ感染症	
その他の感染症	

.....キリトリ.....

登校許可書 (保護者の方がご記入ください)

____年 ____組 児童氏名 _____

病 名 : _____

出席停止期間 _____ 月 ____日 ~ _____ 月 ____日

受診した医療機関 _____

上記の感染症について登校許可をいただきましたので、報告いたします。

____令和 ____年 ____月 ____日 保護者氏名 _____

インフルエンザと診断されたら

インフルエンザと診断された場合、最低5日間は自宅で休養するよう法令で決まっています（出席停止）。最近、薬の効果により1日で解熱することもあります。また、微熱でもインフルエンザ陽性の判定が出ることもあるようです。熱が下がっても、ウイルスは体に残っており、登校すると感染を広げてしまう可能性があります。インフルエンザと診断されたときは、休む日数を必ずかかりつけ医師に確認してください。ご不明な点は、学校までご連絡ください。

インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

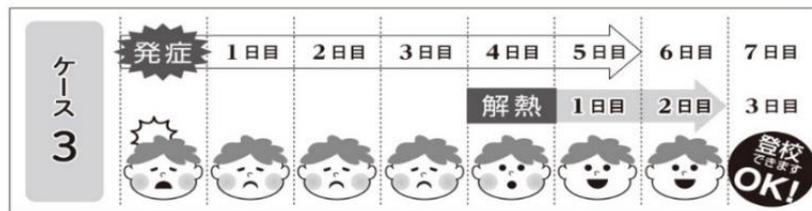
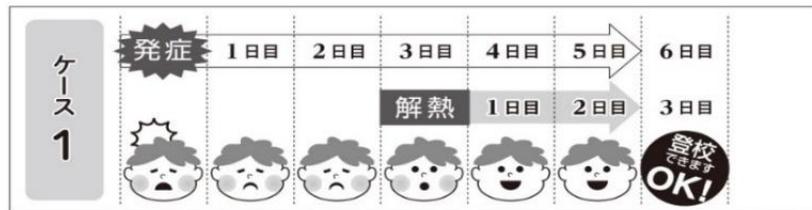
解熱後
2日が経過している

+

発症後
5日が経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK



その他かかりつけ医師の指示があれば、それに従ってください。